

令和3年（不）第1号事件 命令書の概要について

1 当事者

申立人 : X組合

被申立人 : Y社

2 救済申立日

令和3年9月10日

3 事案の概要

本件は、申立人が、被申立人による以下の行為が不当労働行為に該当するとして救済を申し立てたものである。

- (1) 被申立人が、組合員に対し、従業員の退職に関する長時間にわたる事情聴取を行い、組合員に精神的苦痛を与えたとするもの。
- (2) 組合員が事情聴取後、体調不良で欠勤したことに対し、被申立人が給与（令和2年5月分・6月分、夏期・年末賞与、決算手当等）から欠勤控除等したこと。
- (3) 事情聴取に係る団体交渉申入れに対し、被申立人が、正当な理由なく団体交渉を遅らせ、その後の団体交渉においても不誠実な対応を繰り返したとするもの。
- (4) 労働条件の有効期間が1年とされている社員の正社員化に関して、被申立人が、合意書の締結を拒否し続けるとともに、該当者と個別に面談を行い新たな契約を締結した上、正当な理由なく団体交渉開催を引き延ばしたとするもの。

4 命令主文の概要【一部救済】

- (1) 被申立人は、被申立人の団体交渉等における対応が不当労働行為と認定された旨の文書を社内敷地に14日間掲示しなければならない。（ポストノータイス）
- (2) 次の救済申立て事項は、申立期間（1年）を経過した申立てであるため却下。
 - ① 本件事事情聴取
 - ② 令和2年5月分及び6月分給与並びに夏期賞与からの欠勤控除等
 - ③ 本件正社員化における対応
- (3) その余の申立ては棄却。